



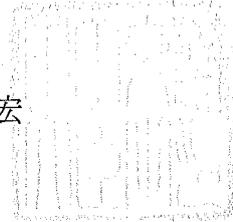
国海員第202号
平成26年2月18日

交通政策審議会

会長 浅野正一郎 殿

国土交通大臣

太田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第194号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
株式会社ファイブマリン	山口県下関市細江町二丁目2番1号	1
株式会社アーク・ジオ・サポート	東京都渋谷区本町二丁目18番14号	1